

「障がい者(児)タクシー料金助成利用券」と 「高齢者タクシー料金助成利用券」を交付します



4月1日から利用できる各タクシー料金助成利用券は、3月17日(月)から交付申請を受け付けます。交付を希望する方は、担当課で手続きをしてください。(各利用券の併用不可)

券名	障がい者(児)タクシー料金助成利用券	高齢者タクシー料金助成利用券
対象	◇身体障がい者手帳1級・2級の方 ◇療育手帳A判定の方 ◇精神障がい者保健福祉手帳1級の方	世帯全員が市民税非課税で 以下のいずれかの要件に該当する方 ①介護認定を受けた方で一定の基準に該当している方 ②65歳以上で上記①に準ずる状態の方 ※施設等に入所している方は対象外です。 ※②の要件は現地調査で身体状況等を確認します。
助成内容	以下の方は対象外です。 ◇本人または生計を一にしている方が所有する自動車の自動車税(軽自動車税含む)の減免の適用を受けている方やこれから受けられる方 (ただし、医療的ケアを要する方は、医師の意見書等により対象となる場合があります。) ◇障がい者等の「バス特別乗車証」の交付を受けている方 ◇市民税等の滞納がある方 (ただし、適切な納付誓約書の提出があり、確実な納付が見込まれると判断される場合は対象となります。)	市指定のタクシー会社を利用した場合に基本料金の一部を助成します。年間24回分の利用券を交付します。
申請・問い合わせ	各種障がい者手帳をお持ちのうえ、地域福祉課で申請してください。 ☎84-0643 	各種障がい者手帳(お持ちの方のみ)をお持ちのうえ、高齢介護課で申請してください。 ☎84-0648 

◇「バス特別乗車証」から「タクシー料金助成利用券」への切り替えを希望される方

3月31日(月)までに**地域福祉課**で申請してください。なお、年度途中での切り替えはできませんので、ご注意ください。